

特定健康診査・特定保健指導について

立教学院健康保険組合

平成20年（2008年）4月以降、高齢者の医療の確保に関する法律（高齢者医療確保法。以下「法律」と略）により医療保険者（健康保険組合。以下「本組合」と略）に特定健康診査（以下「特定検診」と略。40歳～74歳の被保険者・被扶養者）と特定保健指導（特定健診の結果により、健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導）が義務づけられました。

なお、特定健診の対象年齢40～74歳は、年度末で40歳になる者を含みます。

＜特定健診＞

法律の施行に合わせ、従来の事業主による勤務員への健康診断（労働安全衛生法による。以下「安衛法」という）の検査項目が見直され、特定健診と位置づけられました。健康保険組合は事業主に対し「健康診断に関する写しの提供を求めることができる（法律27条3項）」とされています。これにより、本組合は被保険者（40～74歳）の特定健診検査データが事業主から提供されます。

被扶養者（40歳～74歳）の特定健診は、全国の医療機関等で受診できる集合契約、地域で開催される巡回健診にて実施します。また、本組合の疾病予防として行われている「短期人間ドック〔40歳以上の被保険者及び配偶者ならびに親（いずれも被扶養者）〕検査」も特定健診の検査項目を満たす場合は特定健診受診とみなし、本組合はその検査データを使用します。

その他、被扶養者の方がパート先等の健診あるいは、かかりつけ医療機関で受診された健診が特定健診の検査項目を満たしているときは、その検査データを本組合へ提出いただくことで、特定健診を受診したとみなされます。健康診断検査データをお持ちの場合は、本組合にご提出くださるようお願いいたします。

＜特定保健指導＞

特定健診の結果をもとに、内臓脂肪蓄積の程度とリスク要因に着目し、リスクの高さに応じたレベル別（「動機付け支援」・「積極的支援」）に、特定保健指導の対象者を選定します。

特定保健指導は、糖尿病等の生活習慣病の有病者・予備群を減少させること（病気の予防）を目的としています。生活習慣病は自覚症状がないまま進行するため、健診結果を個人が生活習慣を振り返る絶好の機会と位置づけ、行動変容につながる保健指導を行います。

本組合は、特定保健指導を外部委託業者（保健師、管理栄養士等）に委託しております。

＜特定健診・特定保健指導に係る個人情報について＞

立教学院健康保険組合個人情報保護に関する基本方針（プライバシーポリシー）、立教学院健康保険組合情報保護管理規程を遵守いたします。

健康保険組合は、特定健診を立教学院診療所に、特定保健指導は特定保健指導委託業者等に委託します。（個人データの共同利用につきましては、「立教学院健康保険組合及び学校法人立教学院が共同で実施する健康診査事業について」を参照してください。）

人間ドック受診者の検査データのうち、特定健診項目以外のデータも、特定保健指導や保健指導に使用することがあります。

使用することに同意できない場合は、健康保険組合までお申し出ください。

＜特定保健指導におけるレセプト情報（医療費、受診・治療情報等）の利用＞

特定保健指導の該当者がすでに血圧降下剤等を服薬中の場合は、特定保健指導の対象となりません。ただし、治療中の者については適切な治療を継続しているかを確認し、もし中断をしているなら、治療を継続するような保健指導は必要であり、レセプト情報（主に生活習慣病関連医療費・疾患名）を確認することになります。

レセプト分析において、最も重要なものが、レセプト分析対象病名です。生活習慣病の医療費と患者数の集計、医療費の増加率の大きい疾患の抽出、性・年齢別等属性ごとの分析、本組合と全国又は都道府県データとの比較、問題点の把握、優先的な保健指導の対象とする疾患の設定等に利用します。

また、健康診断及びレセプトなどのデータを活用して、集団全体の分析に利用します。

立教学院健康保険組合及び学校法人立教学院が 共同で実施する健康診査事業について

個人情報保護法においては、個人情報を第三者に提供する場合、原則として本人の同意が必要となります。ただし、①委託先への提供、②合併等に伴う提供、③グループによる共同利用については、法律上、第三者提供に当たらないこととなっています。

立教学院健康保険組合（以下、「本組合」と略）では、健康診査事業を立教学院診療所（以下、「診療所」と略）と共同実施し、健診データを共同利用しております。従いまして、法律で求められている①共同利用する旨、②共同利用する個人データ項目、③共同利用する者の範囲、④共同利用する者の利用目的、⑤個人データ管理責任者名もしくは名称について、次のように公表いたします。

1. 診療所との健康診査事業の共同実施について

本組合では、被保険者・被扶養者の健康管理を考える上で効率的、効果的であるため、事業主診療所とともに、健康診査事業を共同実施することとしました。

2. 共同利用する健診データ項目について（別表のとおり）

3. 健診データを共同利用する者の範囲について

- ・診療所（保健室）：医師・産業医及び保健師並びに非専任保健師
- ・小学校、池袋中学校・高等学校、新座中学校・高等学校：産業医及び養護教諭
- ・本組合：事務局担当職員及び非専任職員
- ・特定保健指導委託業者、派遣保健師

4. 健診データを共同利用する者の利用目的について

本組合は健康保険法第150条の趣旨に則り、診療所及び特定保健指導委託業者とともに、被保険者の健康の保持・増進に努めます。

健診データは、当組合の基幹システム内にデータ保存し、事業主の産業医、保健師及び特定保健指導委託業者による健康相談、保健指導を行う際に使用します。

5. 健診データの管理責任者名称について

健診データの管理責任者は、本組合の常務理事となります。

以上

別 表

(2024.4 現在)

検査項目		問診	
身体計測	身長	採血時間（食後）	
	体重	服薬 1(血圧)	
	BMI	服薬 1(血圧)(薬剤名)	
	腹囲	服薬 1(血圧)(実施理由)	
診察	既往歴	服薬 2(血糖)	
	具体的な既往歴	服薬 2(血糖)(薬剤名)	
	自覚症状	服薬 2(血糖)(実施理由)	
	自覚症状所見	服薬 3(脂質)	
	他覚症状	服薬 3(脂質)(薬剤名)	
	他覚所見	服薬 3(脂質)(実施理由)	
血圧	収縮期/拡張期(1回目/その他)	既往歴 1(脳血管)	
血液	赤血球数	既往歴 2(心血管)	
	血色素量（ヘモグロビン値）	既往歴 3(腎不全・人工透析)	
	ヘマトクリット値	貧血	
	GOT（AST）	喫煙	
	GPT（ALT）	20 歳からの体重変化	
	γ-GT（γ-GTP）	30 分以上の運動習慣	
	血清クレアチニン	歩行又は身体活動	
	空腹時（随時）中性脂肪	歩行速度	
	HDL コレステロール	食べ方 1(早食い等)	
	LDL コレステロール	食べ方 2(就寝前)	
	eGFR	食習慣	
	空腹時（随時）血糖	食べ方 3(間食)	
	HbA1C	飲酒	
検尿	尿蛋白	飲酒量	
	尿糖	睡眠	
心電図	所見の有無/所見	生活習慣の改善	
医師の判断	メタボリックシンドローム判定	保健指導の希望	
	保健指導レベル	初回面接実施	
	医師の診断（判定）	咀嚼	
	健康診断を実施した医師の氏名	情報提供の方法	